

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野洲市は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県野洲市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p><福祉医療費助成> 野洲市福祉医療費助成条例に基づき、子ども、重度障害者、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の方の医療費の一部を助成する。</p> <p><老人福祉医療費助成> 野洲市老人福祉医療費助成条例に基づき、65歳～74歳の低所得、ねたきり、ひとり暮らしの方の医療費の一部を助成する。</p> <p><重度障害老人等医療費助成> 野洲市重度障害老人等福祉助成費助成要綱に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父の方の医療費の一部を助成する。</p> <p><精神障害者精神科通院医療費助成> 野洲市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に基づき、重度の精神障害のある方の医療費の一部を助成する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務> ・情報連携のため、野洲市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	福祉医療費システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項</p> <p>・野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第37号)第4条第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	野洲市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野洲市総務部総務課行政選挙担当 滋賀県野洲市小篠原2100-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野洲市健康福祉部保険年金課 滋賀県野洲市小篠原2100-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月16日	I.5.②所属長	保険年金課長 吉田 和司	保険年金課長 高橋 謙二	事後	
平成30年12月12日	I.4.①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成30年12月12日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第14項に規定する特定個人情報保護委員会規則(未定)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第8項	事後	
平成31年2月1日	I.5.②所属長	保険年金課長 高橋 謙二	課長	事後	
平成31年2月1日	I.4.②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第8項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8項	事後	
平成31年2月1日	I.3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 ・野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第37号)第4条第2項	事後	
令和1年12月1日	II-1対象人数 II-2取扱者数	平成27年1月28日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II-1対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	I 1②事務の概要	・福祉医療費助成…野洲市福祉医療費助成条例に基づき、乳幼児、小中学生(入院のみ)、重度心身障害者、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の方の医療費の一部を助成する。 ・老人福祉医療費助成…野洲市老人福祉医療費助成条例に基づき、65歳～74歳の低所得、ねたきり、ひとり暮らしの方の医療費の一部を助成する。 ・重度心身障害老人医療費助成…野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱に基づき、重度の心身障害の状態にある老人の方の医療費の一部を助成する。	・福祉医療費助成…野洲市福祉医療費助成条例に基づき、乳幼児、子ども(小学1年生～3年生)、小中学生(入院のみ)、重度心身障害者、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の方の医療費の一部を助成する。 ・老人福祉医療費助成…野洲市老人福祉医療費助成条例に基づき、65歳～74歳の低所得、ねたきり、ひとり暮らしの方の医療費の一部を助成する。 ・重度心身障害老人医療費助成…野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱に基づき、重度の心身障害の状態にある老人の方の医療費の一部を助成する。 ・精神障害者精神科通院医療費助成…野洲市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に基づき、重度の精神障害のある方の医療費の一部を助成する。	事後	
令和4年1月1日	I 1③システムの名称	福祉医療費システム、宛名管理システム	福祉医療費システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム	事後	
	I 1②事務の概要	・福祉医療費助成…野洲市福祉医療費助成条例に基づき、乳幼児、子ども(小学1年生～3年生)、小中学生(入院のみ)、重度心身障害者、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の方の医療費の一部を助成する。 ・老人福祉医療費助成…野洲市老人福祉医療費助成条例に基づき、65歳～74歳の低所得、ねたきり、ひとり暮らしの方の医療費の一部を助成する。 ・重度心身障害老人医療費助成…野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱に基づき、重度の心身障害の状態にある老人の方の医療費の一部を助成する。 ・精神障害者精神科通院医療費助成…野洲市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に基づき、重度の精神障害のある方の医療費の一部を助成する。	<福祉医療費助成> 野洲市福祉医療費助成条例に基づき、子ども、重度障害者、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の方の医療費の一部を助成する。 <老人福祉医療費助成> 野洲市老人福祉医療費助成条例に基づき、65歳～74歳の低所得、ねたきり、ひとり暮らしの方の医療費の一部を助成する。 <重度障害老人等医療費助成> 野洲市重度障害老人等福祉助成費助成要綱に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父の方の医療費の一部を助成する。 <精神障害者精神科通院医療費助成> 野洲市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に基づき、重度の精神障害のある方の医療費の一部を助成する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務> ・情報連携のため、野洲市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。		
	I 1③システムの名称	福祉医療費システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム	福祉医療費システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)		
	II-1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和6年6月1日時点		
	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和6年6月1日時点		
	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である		